

部会名 男女平等部会

政策提言

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の自立に向けた住宅政策等

現状と問題点

DV防止法が施行されて以降、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する一時保護の分野については一定の政策の前進が見られた。しかし、ドメスティック・バイオレンスの被害者のための一時保護後の住宅に関する政策については、残念ながらほとんど進展が見られず、一時保護後の被害者の自立を困難にしている。中間施設についても圧倒的に数が少ない状態である。とくに離婚成立後、別居（シェルター・ステップハウスから一般住居に転宅）後の支援が皆無である。内閣府が予算を計上し、シェルターネットが委託を受けて、DV被害者の“その後”的支援のための「居場所作り」事業を行っていますが、まだ規模も小さく試行段階のようですし、当然、シェルターネットに所属していない団体には予算が見込めない。

賃貸物件の確保の一般的な困難さに加え、ドメスティック・バイオレンスの被害者は、加害者に住所を知られないようになる、保証人の確保が困難である、貧困のため手持ち資金が少ないなどさまざまな障壁がある。そして、このようにドメスティック・バイオレンスの被害者が住居の確保ができないことが就労等を困難にしており、自立が困難になっている。

この点、例えば鳥取県では、ドメスティック・バイオレンスの被害を受け一時避難をした者に対して一時保護所の退所時に家賃と敷金の補助をし、施設長が保証人になる場合には損失補償制度を設定した。この制度によって、経済的自立が可能な当事者は民間借家を利用しやすくなり、当事者にとって優先すべき課題に基づいた生活支援が可能になっている。

また、DV被害者がシェルター等、緊急一時保護施設を出る際に、生活保護に入らずに移行できないケースが多い。自治体によってかなりばらつきがあり、シェルター退所時でないと生保申請ができず、生活保護開始まで平均1ヶ月（通常14日以内には判断せねばならない）のタイムラグが出る県もあり、お金を持っている被害者でないと1ヶ月は乗り切れなくなっている。退所時に即生保開始とする自治体と比して偏りが激しく、自治体の対応いかんで経済的自立に大きな影響を及ぼしている。

この点、神奈川県では、生活保護を一時避難場所の管轄事務所が引き受け、その後自立先が決定した段階で移管するという扱いをしており、生活保護が各自治体によって偏らないようにされている。これにより生活保護の住宅扶助を利用して民間の借家を借りることができ、保証人がいない場合も住宅扶助を利用して保証協会保証料をまかなうことができ、また民間借家の利用が困難な場合には県が、公営住宅の一部をステップハウスとして確保し、民間支援団体に委託管理をしている。

さらにDV被害からの精神的ダメージの回復には公的資源がほとんど利用できない現状がある。また、DV相談等については、対象者が限定され、離婚が成立すると使えなくなるケースも多く報告されている。カウンセリング費用やグループミーティング参加費は、困窮家庭にとっては大きな負担で、それ故に治療や参加を中断してしまう被害者はたいへん多い。

カウンセリング治療については賛否あるようですが、難しいのですが、たとえば、生保利用者のDV被害者自助グループへの参加費と交通費を「生活移送費」として、AAやダルクなどの、アルコールや薬物の自助グループ参加と同様に適用することを要望したいです。DV被害は“病者か否か・依存症か否か”という議論もありますが、PTSD・トラウマからの回復は、自助グループのニーズや効果の面では非常に大きいと思います。

具体的内容

一時保護後の自立支援をできるよう、民間借家の家賃や敷金の支給、保証人または保証料の確保、生活保護制度の柔軟適用を拡大する。また公営住宅について民間団体に業務委託をしてドメスティック・バイオレンス被害者のための中間施設として利用できるようにする。

期待される効果等

ドメスティック・バイオレンスの被害者に対して一時保護後の、当事者の多様なニーズに応じた、自立支援が可能になる。また、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する民間の支援団体を有効に活用することができる。副次的には、民間住宅等の適正な利用が推進される。

必要な予算額・条件等（単位：百万円）

現時点では、一時保護後の自立支援が不充分であるが、厚生労働省、国土交通省、内閣府の協力により実現可能である。

上記、鳥取県や神奈川県の取り組みなど参考にして、DV被害者の経済的自立等を支える中間施設等の住居の確保や生活保護制度の柔軟な活用などを全国的な制度として拡大する。

また、団体主体ではなく、利用者主体の施策を希望する。